

2023年5月10日

各位

「通帳発行形態に関する特約」制定のお知らせ

株式会社 山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）は、「通帳発行手数料の新設」に伴い、「普通預金規定」および「総合口座取引規定」に関連する規定として、「通帳発行形態に関する特約」を制定しますのでお知らせします。内容は以下のとおりです。

1. 制定日

2023年10月2日（月）

2. 通帳発行形態に関する特約の概要 詳細は<別紙>をご覧ください。

(1) 普通預金口座の利用にあたって、預金者は、無通帳（Web 口座または通帳不発行口座）、または有通帳のいずれかの形態を選択するものとします。

発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。

(2) 新たに開設された普通預金口座について、有通帳を選択する場合、当行所定の手数料をいただきます。ただし、当行が定める年齢要件に該当する個人（未成年または60歳以上の個人）である場合、または開設された普通預金口座が当行の定める要件を満たす口座である場合には、手数料をいただきません。

(3) 通帳発行手数料は、口座開設時に通帳の発行を行う際に現金もしくは当行所定の方法によりお支払いいただきます。

3. 通帳発行手数料の内容

『同日付発信のニュースリリース「通帳発行手数料の新設について」』をご確認ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 事務企画・管理グループ
TEL 023 634 7048

【受付時間】 9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）

山形銀行 通帳発行形態に関する特約

1. (特約の適用範囲)

この特約は、当行と預金契約を締結する個人（以下、「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座（総合口座を含みます。以下 同）について、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加えて適用されます。

2. (通帳の選択・変更)

普通預金口座の利用にあたって、預金者は、無通帳（Web 口座または通帳不発行口座）、または有通帳のいずれかの形態を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。

3. (通帳発行時の手数料について)

- (1) 新たに開設された普通預金口座について、有通帳を選択する場合、当行所定の手数料をいただきます。ただし、当行が定める年齢要件を満たす個人（未成年または60歳以上の個人）である場合、または開設された普通預金口座が当行の定める要件を満たす口座である場合には、手数料をいただきません。
- (2) 前項の手数料は、口座開設時に通帳の発行を行う際に現金もしくは当行所定の方法によりお支払いいただきます。

4. (特約の変更等)

当行は、この特約を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の特約にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本特約の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上